

平 針 北 学 区 婦 人 会 会 則

(名称と事務所)

第1条 本会は、平針北学区婦人会と称し、事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と教養を高め、以て家庭生活の合理化と、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、平針北学区に在住する婦人で本会の趣旨に賛同する者を以て会員とする。

(役員)

第4条 本会に、次の役員をおく。
会長1名・副会長2名・書記1～2名・会計1～2名

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員選出)

第6条 役員は、全会員の中から選出する。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長が、事故あるときはその職務を代行する。
書記は、本会の事務を処理する。
会計は、本会の会計事務を遂行する。

(顧問)

第8条 本会に参与・顧問を、おくことができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会・定例会・役員会とし、会長が招集する。
総会は年1回とする。但し必要により臨時総会を招集することができる。
定例会・役員会は、必要に応じ開催する。

(会議決議)

第10条 総会・役員会の議決は、出席者の過半数の賛同によって決める。

(経費)

第11条 総会の経費は、助成金・その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日とする。

(会計監査)

第13条 本会に会計監査を2名置く。
会計監査は、会員の中から会長が委嘱する。
任期は2年とし、再任を妨げない。

(会則改正)

第14条 本会則の改正は、役員3分の2以上の同意を得なければならない。
付則、平成4年6月6日より実施
平成24年4月28日改正